

審査基準及び標準処理期間

平成18年4月1日作成

法令等名	火薬類取締法
根拠条項	第24条第1項
処分の概要	猟銃用火薬類等の輸入の許可
原権者(委任先)	大阪府公安委員会
法令等の定め	火薬類取締法 第24条第1項、第2項(猟銃用火薬類等の輸入の許可) 第50条の2(猟銃用火薬類等の特則) 火薬類取締法施行令 第12条(政令で定める火薬) 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令 第3条第2項、第3項(譲受けの許可の申請) 第9条第1項、第2項(輸入の許可の申請) 第13条(申請及び届出の手續)
審査基準	銃砲を所持又は輸入しない者が実包を輸入しようとする場合等、火薬類の輸入の目的が明らかでないときや、火薬類を犯罪に使用するおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。
標準処理期間	5日(行政庁の休日は含まない。)
申請先	陸揚地を管轄する警察署生活安全課保安係
問い合わせ先	陸揚地を管轄する警察署生活安全課保安係
備考	の「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例(平成元年大阪府条例第2号)第2条第1項各号に掲げる府の休日をいう。